自衛隊通り桜並木植替方針協議会設置要綱

制定平成２９年８月３０日市長決裁

（設置）

第１条　健軍自衛隊通りの桜並木の植替方針について、近隣関係者から意見聴取を行うため、自衛隊通り桜並木植替方針協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、健軍自衛隊通りの桜並木の植替方針について、行政にて作成した方針に対し、近隣関係者及び学識経験者から意見聴取を行うものとする。

（会長及び委員）

第３条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、都市建設局土木部東部土木センター所長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　都市建設局土木部道路整備課副課長

(2)　東区役所区民部総務企画課課長

(3)　東区役所区民部東部まちづくりセンター所長

(4)　環境局環境推進部環境共生課課長

(5)　健軍東校区自治協議会会長

(6)　健軍校区自治協議会会長

(7)　尾ノ上校区自治協議会会長

(8)　健軍まちづくり推進協議会会長

(9)　健軍東小学校校長

(10)　東町中学校校長

(11)　健軍自衛隊健軍駐屯地司令業務室長

(12)　樹木医（熊本市造園業協会員）

６　委員の任期は平成３０年３月３１日とする。

（会議等）

第４条　協議会の会議は、会長が招集するものとする。

２　会長は、協議会において必要と認めるときは、第３条第５項に定める構成員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、都市建設局土木部東部土木センターにおいて処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年８月３０日から施行する。